

## 『低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)』に関する公募

### 1. 公募の目的

2050年カーボンニュートラルの達成に向けて政府一丸となって取り組んでおり、建設分野のカーボンニュートラルに向けて、建設段階においては、CO2削減に資する材料、建設機械、施工方法等について総合的に取り組みを進めていく必要がある。

その中で建設分野の材料についても、CO2排出量削減を図ることも必要である。

こうした状況の中、コンクリート構造物においては、セメント置き換え率の高いコンクリートを試行的に活用するモデル工事が実施されているが、耐久性等に関する知見が少ない状況であり、このことから、既に実用化段階にある『低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)』を公募するものである。

応募された『低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)』は、審査・選考し、品質に関する経年変化の監視や調査・試験等の実証を行い、従来製品との比較を行うとともに活用促進を図る上で必要となる認知度の向上を目的に中国技術事務所構内に設置(展示)を行うものである。

なお、応募技術(製品)の材料及び搬入に係る費用は、応募者にて負担し、それ以外(設置、監視、調査・試験等)に係る費用は、中国技術事務所にて負担するものとする。

### 2. 公募技術(製品)

#### (1) 公募する技術(製品)

対象構造物 : 歩車道境界ブロックB種(18N/mm<sup>2</sup>以上)

セメント置換率 : 55%以上

確認方法 : 配合品質証明書

#### (2) 要求性能

JIS A 5371相当の製品とする。

#### (3) 設置(展示)概要

1)設置数量 : L=5m程度

2)搬入場所 : 中国技術事務所 ICTフィールド内 ※別添図面参照

3)搬入時期 : 令和6年3月中旬頃を予定

4)設置期間 : 別途覚え書きにより定める

#### (4) 応募技術(製品)の条件等

1) 審査・選考の過程において、審査・選考に関わる者(事務局)に対して、応募技術(製品)の内容を開示しても問題がないこと。

2) 応募技術(製品)を設置(展示)する上で、関係する法令に適合していること。

- 3) 選考された応募技術(製品)について、技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術(製品)に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 選定結果通知後、速やかに覚え書きを締結するものとする。
- 6) 3. 応募資格等を満足すること。

### 3. 応募資格等

#### (1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ・ 応募者自らが応募技術の開発を実施した『個人』及び『民間企業』であること。
- ・ 応募技術(製品)を基にした設置(展示)を実施する上で必要な権利及び能力を有する『個人』及び『民間企業』であること。

なお、行政機関※1、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選考された技術(製品)を各地方整備局の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

※1:「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 応募者は、各地方整備局における「有資格者」※2である必要はない。

※2:「有資格者」とは、国土交通省が一般競争(指名競争を含む)に参加する者に対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指す。

4) 応募時点において、各地方整備局長から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。

なお、応募時以降に上記の処分を受けた場合には、選考または設置(展示)されない場合がある。

5) 応募技術(製品)の選考結果は、応募者に通知する。

#### (2) 共同開発者

1) 申請する共同開発者は、応募技術(製品)の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とする。

2) 申請する共同開発者には選考結果の通知は行わない。

### 4. 応募方法

## (1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添『応募資料作成要領』に基づき作成し、郵送、持参またはメールにて提出すること。

## (2) 提出(郵送)先

〒736-0082

広島県広島市安芸区船越南二丁目8-1

国土交通省 中国地方整備局 中国技術事務所 品質調査課 宛

E-mail : [chugi-hinntyou@cgr.mlit.go.jp](mailto:chugi-hinntyou@cgr.mlit.go.jp)

## 5. 公募期間

令和6年1月29日(月)～令和6年2月16日(金) ※当日消印有効(郵送の場合)

※公募枠は9技術程度を予定しており、応募数が上回った場合、締め切ります。

(締め切った場合、HPでお知らせします。)

## 6. ヒアリング等

提出された応募資料で不明な箇所がある場合は、ヒアリング等を実施することがある。

なお、ヒアリング等を実施する場合は、実施時期、実施方法及び内容等について別途通知する。

## 7. 技術(製品)の選考に関する事項

### (1) 選考にあたっての前提条件

1) 公募技術(要求性能等、応募技術(展示)の条件等を含む)、応募資格の条件等に適合していること。

2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。

### (2) 選考の視点

応募資料に基づき、下記の項目を総合的に評価し、設置(展示)に値する技術(製品)の選考を行う。

なお、評価項目については、技術提案書に記載された項目で審査し選考を行うものとする。

1) 技術の詳細(応募技術(製品)の特徴等)

2) 特許、技術審査証明等

3) 評価項目

セメント置換率:55%以上

## 8. 応募結果の通知・公表について

### (1) 選考結果

応募者に対して選考されたか否かについて文書で通知する。

(2) 事後評価結果

選考された技術(製品)は、中国技術事務所構内に設置(展示)し、技術(製品)の名称や特徴などを記載したプレートにより、別途締結する覚え書きによる期間、公表する。

また、品質に関する監視や調査・試験等の実証結果については、評価に時間を有することから、別途協議するものとする。

(3) 選考通知の取り消し

選考の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知を取り消すことがある。

- 1) 選考の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選考されたことが判明したとき。
- 2) 選考の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選考通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 選考された技術(製品)の搬入時期及び設置(展示)

(1) 選考された技術(製品)の搬入時期については、選定通知後実施する覚え書き締結の協議時に決定するものとする。

(2) 選考された技術(製品)について、期間を定め中国術事務所構内に設置(展示)を行うとともに品質の監視や調査・試験等を行う。

設置(展示)期間については、別途締結する覚え書きによるものとする。

(3) 設置(展示)に必要な費用は、原則として、材料及び搬入に係る費用を除き全て中国技術事務所の負担とする。

10. その他

(1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募された資料は、技術の選考以外に無断で使用することはない。

(3) 応募された資料は返却しない。

(4) 選考の過程において、応募者には応募技術(製品)に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。

(5) 選考された技術(製品)の設置(展示)にあたり、応募者にはその技術(製品)に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。

(6) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり受け付ける。

1) 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 中国技術事務所 品質調査課

TEL : 082-822-2340(代表)

FAX : 082-823-1402

E-mail : [chugi-hinntyou@cgr.mlit.go.jp](mailto:chugi-hinntyou@cgr.mlit.go.jp)

(様式オリジナルデータの希望があれば、メールで送付します。)

2) 応募の期間 : 令和6年1月29日(月)~令和6年2月16日(金)

(土・日・休日を除く平日の 9:30~16:00 までとする。ただし 12:00~13:00 は除く)

3) 受付方法 : 面談、電話、E-mail(様式自由)にて受け付ける。

## 応募資料作成要領

### 低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)

#### 1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、①～⑥の資料が必要となる。

応募書類に使用する言語は日本語とする。

やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ①「低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)」申請書(様式-1)
- ②技術概要書(様式-2)
- ③技術提案書(様式-3)
- ④施工実績内訳書(様式-4)
- ⑤添付資料(任意)
- ⑥電子データ(様式-1, 様式-2, 様式-3, 様式-4及び添付資料の電子ファイルを収めたCD-R)・・・1式

※提出資料①、②、③、④はA4版とすること。

ただし、⑤添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。

また、⑤添付資料には通し番号を記入すること。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

※提出資料を郵送又は持参する場合は、①、②、③、④、⑤は、まとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め、1部提出すること。⑥については1部提出すること。

※メールで提出する場合は、①、②、③、④、⑤の電子ファイルをまとめて、PDF形式で提出すること。ファイル容量は10MB以内とすること。(2つ以上のファイルは認めない。)⑥については、1部郵送又は持参にて提出すること。

なお、評価は提出されたPDFにより行うものとする。

#### 2. 各資料の作成要領

##### (1) 「低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)」申請書(様式-1)

1) 応募者は、応募技術を中心となって開発した「個人」又は「民間企業」とする。

応募者が「個人」の場合は、所属先と役職並びに氏名を記入すること。

また、応募者が「民間企業」の場合は、企業名とその代表者の役職並びに氏名を記入すること。

申請書のあて先は、「国土交通省 中国地方整備局中国技術事務所長 宛」とする。

2) 「1. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとし、商標等も記入すること。

3) 「2. 担当窓口(選考結果通知先)」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。

応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、応募者の代表は最初に記載するものとする。

なお、応募者が複数の場合は、選定結果の通知は、代表の窓口へ送付する。

- 4) 「3. 共同開発者(個人・民間企業・行政機関等)」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。

なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

(2) 技術概要書(様式-2)

- 1) 技術名称及び副題は(様式-1)と同一のこと(技術名称は必須入力)。

- 2) 技術の概要を200字以内で簡潔に記入すること。

- 3) 技術の詳細は、以下の目次構成にしたがって記入すること。

① 応募技術の特徴

応募技術の特徴について、箇条書きで簡潔に記入すること。

なお、必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

② 応募技術が画期的な点

応募技術が従来の技術等と比べて画期的な技術である点を、箇条書きで簡潔に記入すること。

なお、必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

③ 応募技術を使用する場合の条件(注意)など

応募技術を使用する現場の条件、あるいは使用する場合の注意点等があれば、箇条書きで具体的に記入すること。

また、応募技術を現場で使用する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、参照資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。

なお、現場作業時に特別な設備や装置等が必要な場合は、それらがわかるような図を必ず添付資料に含めること。

④ 活用の効果

活用した場合に期待される効果(想定でも可)を箇条書きで簡潔に記入すること。

⑤ 概略費用

応募技術(製品)に係る概略費用を記入すること。

⑥ 特許取得情報

特許取得情報は、応募技術の実施に必要な特許及び実用新案等の情報に関して、当該部分の□を☑チェックすること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑦ 建設技術審査証明等

応募技術(製品)が過去に建設技術審査証明事業における審査証明書、または民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和62年建設省告示1451号)に基づく審査証明書を取得さ

れている場合は必要事項を記入すること。

また、応募技術が過去に建設技術評定規定(昭和53年建設省告示976号)、または港湾に係わる民間技術の評価に関する規定(平成元年運輸省告示第341号)に基づいた評価等を取得されている場合は必要事項を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑧ NETIS 登録(参考)

該当部分の口を☑チェックすること。

また、NETISへ登録済みの場合は、登録番号を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑨ 表彰経歴(参考)

応募技術(製品)が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受ける場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑩ 施工実績(参考)

応募技術(製品)のこれまでの施工実績件数をそれぞれの機関毎に記入すること。

なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。

⑪ 添付資料一覧(参考)

添付する資料名を本様式に記入すること。

なお、以下の添付資料-1は応募技術のパンフレット等を作成している場合は添付すること。

添付資料-2~5は該当する場合、必ず添付すること。

添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

・添付資料-1 : 応募技術のパンフレット

・添付資料-2 : 特許等の公開・公告された写し(特許等を取得している場合)

公開特許公報のフロントページ(特許番号、発明の名称が記載されているページ)のみコピーすること。

・添付資料-3 : 公的機関の評価等の写し(技術審査証明・技術評価等を取得している場合)

・添付資料-4 : 表彰経歴(表彰経歴がある場合)

・添付資料-5 : 技術検証資料(公募テーマ詳細内容の応募技術毎に応募者が技術検証した資料)

上記添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数はA4版各10枚(郵送又は持参で提出する場合、パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする)程度とする。

なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号(例:添付資料-1)をつけること。

ただし、添付資料-1~5の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料-6から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り返さないこと。

### (3)技術提案書(様式-3)

テーマに対して求める技術内容について、応募技術が有する性能を数値等により記入すること。

また、それぞれに対して根拠となる資料等を添付して、その資料番号及び該当ページ等を記入すること。

なお、記入にあたっては、「技術提案書(様式-3)記載例」を確認の上、記入すること。

### (4)施工実績内訳書(様式-4)

応募技術のこれまでの施工実績について、発注機関毎に記入すること。

国土交通省の施工実績がある場合には、最新のものより10件までを記入すること。

国土交通省の施工実績がない場合でも、最新のものより10件まで記入してよい。

なお、工事での施工実績はなく、業務での施工実績がある場合は、工事を業務と読み替えて、記載すること。

### (5)添付資料(任意)

その他応募技術の説明に必要な資料があれば、添付すること。

様式－1

「低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)」申請書

令和6年 月 日

国土交通省 中国地方整備局  
中国技術事務所長 殿

応募者名 :

所在地 : 〒

電話 :

( 応募者が複数の場合は、以下同様に列記する)

下記の技術を「低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)」として応募します。

記

ふりがな

1. 技術名称 :

(副題) :

2. 窓口担当者( 選定結果通知先等)

会社名 :

所属 :

役職・氏名 :

所在地 : 〒

電話 :

F A X :

E - M a i l :

( 応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1 名を以下同様に列記する。その場合、最初に記載した窓口担当者を代表窓口担当者( 選定結果通知先)とする。また、応募者が複数の場合でも、選定結果の通知は、代表窓口担当者宛にまとめて送付する。)

3. 共同開発者

共同開発者名 :

部署 :

役職・担当者 :

所在地 : 〒

電話 :

F A X :

( 共同開発者が複数の場合は、以下同様に列記する。)

様式-2

技術概要書

公募テーマ名	低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)
ふりがな ①技術(製品)名	
②技術(製品)概要 (200字以内)	
技術(製品)の詳細 (簡条書きまたは参照資料番号・ページを記載)	③応募技術(製品)の特徴  ④応募技術(製品)の画期的な点  ⑤応募技術(製品)を使用する条件(注意)など  ⑥活用の効果  ⑦概略費用
⑧特許等取得状況	特許 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 出願中 <input type="checkbox"/> 出願予定 <input type="checkbox"/> 無し 取得年 年 実用新案 取得年 年
⑨建設技術審査証明等	制度の名称: 証明機関: 番号: 証明年:
⑩NETIS登録	<input type="checkbox"/> 登録済み 登録番号: <input type="checkbox"/> 未登録
⑪表彰経歴 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	表彰制度: 受賞名: 受賞年度:
⑫施工実績	国土交通省: 件 その他公共機関: 件 民間: 件
⑬添付資料一覧 様式以外の添付資料の一覧を記入 添付資料-1(パンフレット:作成している場合必ず添付→添付できない場合はその理由を記入) 添付資料-2(特許等の公開・公告された写し:特許権等の取得状況が該当する場合必ず添付→添付できない場合はその理由を記入) ※1特許等の公開・公告された写しの資料は、公開特許公報のフロントページ(特許番号、発明の名称が記載されているページ)のみとして下さい。 ※2特許の数が多く、10枚に収まらない場合は、応募した技術の中で重要度の高いものについて添付して下さい。 添付資料-3(公的機関の審査・評価等の写し:評価等が該当する場合必ず添付→添付できない場合はその理由を記入) 添付資料-4(表彰経歴:経歴がある場合必ず添付→添付できない場合はその理由を記入) <b>【留意事項】</b> ①添付資料については、各10枚を上限に収まるように要約して作成して下さい。 ②「添付資料1～5」の中で該当する添付資料が無い場合は、添付資料番号を繰り上げないで下さい。その他の添付資料については「添付資料-6」から添付資料番号をつけて下さい。	

※この様式は、今回審査の参考資料、展示用パネルの作成に用いるものであり、無断で他の目的に使用することはありません。

様式-3

技術提案書

応募者名：		技術(製品)名：	
公募において求める技術内容	応募技術(製品)の内容		根拠が記載された資料番号・頁を記入
(1)要求性能	○セメント置換率：55%以上  ○JIS A 5371相当の製品		
(2)上記以外で特に提案したい技術性能・特徴があれば、ご自由に記載してください。			

様式－4

施工実績

施工実績がある場合は、最新の10件まで記入して下さい。

公募名：低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)

技術(製品)名：

申請者名：

発注者 (国・地方自治体・民間)	工事名等	施工箇所 (〇〇件〇〇市)	工事年度	工事内容 (施工数量〇〇)	備考

注1)施工実績がない場合は、「施工実績なし」と記入し、提出して下さい。

注2)この様式は、今回の審査の参考として用いるものであり、無断で他の目的に使用することはありません。

(案)  
覚 書

国土交通省中国地方整備局中国技術事務所(以下、「甲」という。)と●●●●(会社・団体名)(以下、「乙」という。)は、「低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)(以下、「縁石技術」という。)」の実証実験及び展示に関し、以下のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、建設分野のカーボンニュートラルの実現に向けた新技術である、既に実用化段階にある『低炭素型の歩車道境界ブロック技術(製品)』について、当事務所構内において実証実験として品質に関する経年変化の監視や調査・試験等及び展示による技術紹介を目的に、乙が甲に無償で使用させる縁石技術に関する基本的な事項について定めるものである。

(実証(展示)場所)

第2条 縁石技術の展示場所は、中国地方整備局中国技術事務所構内とし、その詳細は甲乙協議により定めるものとする。

(実証(展示)期間)

第3条 縁石技術の展示期間は、設置の日から令和7年3月31日までとする。  
但し、実証(展示)の期限到来の3か月前までに甲又は乙の申し出がない場合は、展示期間を1年毎更新するものとする。

(対象とする縁石技術)

第4条 縁石技術の内、歩車道境界ブロックB種で、セメント置換率55%以上の技術(製品)とする。

(実証(展示)する縁石技術の搬入)

第5条 縁石技術の材料(縁石)及び搬入(荷下ろし含む)に係る費用は、全額乙の負担とする。

(展示(展示)する縁石技術の施工)

第6条 縁石技術の実証(展示)及び設置・撤去に要する施工費用は、全額甲の負担とする。  
なお、縁石技術実証(展示)の設置において、甲が定める施工者に委任する場合は、その施工者名、施工範囲及び施工時期等について、甲は乙に別途通知する。

(その他)

第7条 この覚え書きに記載の無い事項及び疑義については、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

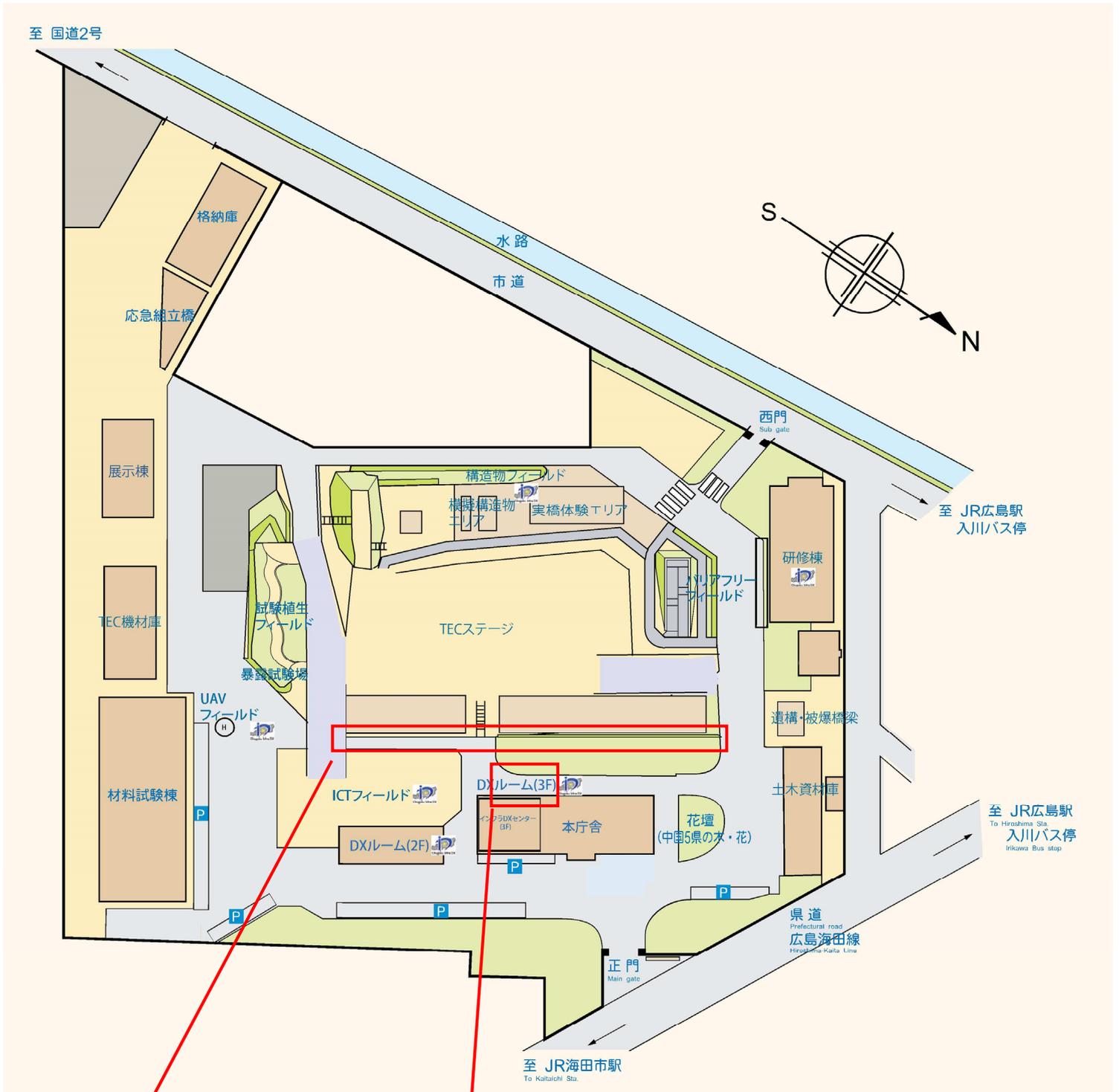
この覚書の締結を証するため、本覚書書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 広島県広島市安芸区船越南二丁目8番1号  
国土交通省 中国地方整備局  
中国技術事務所長 高木 繁

(乙) ○○県○○市○○○○  
(株)○○○○  
代表取締役社長 ○○ ○○

# 中国技術事務所



実証（展示）場所

搬入場所

# 別添図面【参考】

